

秋田県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成28年10月14日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間	
国 道	103号	A	鹿角市十和田末広字坂ノ下77番から大館市葛原字下川原上5番4まで
		B	大館市猿間字大西185番1地先から字中谷地278番1まで

2 供用開始の期日 平成28年10月27日 午後2時00分

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成28年10月14日から同月27日まで